

## 生物多様性国家戦略における外来種問題の取り扱いについての提言

平成 24 年 4 月 23 日

日本生態学会外来種検討作業部会

A. 外来種問題は生物多様性に与える「第 3 の危機」として位置づけられ、現状認識が記述されているが、以下のような問題がある。

1. 侵略的外来種が生物多様性や人の生活に甚大な被害をもたらしており、現状を放置すると、今後ますます増大すると予測されるにもかかわらず、記述に危機感が乏しく、外来種対策の緊急性や必要性が伝わってこない。侵略的外来種の影響や脅威などを分かりやすく明瞭に伝える工夫が必要である。
2. 生物多様性の内容がわかりにくいために、外来種が増加すると種が増加して生物多様性が増すという誤解も生じている。

生物多様性の保全とは、「日本中のありとあらゆる地域で、その地域に歴史的に形成された生物相や生態系を守ることであり、これを明確にすること。外来種は、その地域固有の生物相を変化させ、生態系を改変することを知らせることが必要である。

3. 外来生物法が施行されてから 5 年以上経過しているため、現状評価を簡略に記述すること。

外来生物法の施行後、特定外来生物及び未判定外来生物の輸入は阻止され、外来種対策の必要性が法的に認められ、外来種の防除が各地で活発化するなど一定の成果が出ている。しかし、根絶に至った例は少ないなど成果は十分とは言えず、今後のさらなる取り組みが必要である。

4. 愛知目標の個別目標 9「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位がつけられ、優先度の高い種が抑制され又は根絶される」を、生物多様性条約の議長国の責務として現実化することが必須である。このためには、防除を優先すべき侵略的外来種（国内外来種を含む）のリスト化の必要性を述べる。また、現行の防除は対症療法的な取組が多いため、根絶や封じ込めに成功した例はほとんどなく、今後、系統的・戦略的な取り組みの推進が必須であることを述べる。

B. 日本における生物多様性の現状では、外来種によって引き起こされる問題が個別的・羅列的に記述されているが、日本における外来種問題の現状と課題を総括する文書に変更すべきである。

1. 国内外来種問題を独立の項目として扱い、この問題に対する取組について述べる。三宅島へのホンダイタチの導入とそれによる生態系の攪乱等、事例は多い。
2. 遺伝的多様性の保全は重要であるが、外来種問題に留まらないので、外来種に関わる記述を中心に据える。

### 導入の阻止

1. 意図的・非意図的を問わず、日本に未定着の外来種の持ち込みは継続して起きている。世界的に見ても非常に侵略性が高い侵略的外来種のリスト化を行い、導入の阻止を図ること。
2. 貿易の自由化が進む中、非意図的に導入される外来種が国内に侵入する可能性は、ますます高くなっていく。そのため、貿易に係る農林水産省及び経済産業省との連携の基に、水際対策として外来種の国際検疫措置の強化が求められる。また、国内に既に定着している外来種集団が他の地域に拡散することを防ぐために、国内検疫のシステムに付いても早急に検討すること。

### 防除促進のための施策

1. 地域の生物多様性保全のためには、外来種管理を含めた生物多様性地域戦略の策定は必須であり、これを促

進する施策が必要である。

2. 各地で外来種防除の取組が活発化したことは望ましいが、特定外来生物のアライグマ、オオグチバス、ブルーギルでさえ、根絶や封じ込めの成功例はほとんど無く、影響はさらに深刻化していることを記述する。
3. 外来種の防除の多くは、被害が顕在化してから対症的に対策を行っているため、効果が乏しい。侵入初期、分布拡大期、まん延期等、外来種の生息状況の段階に応じて適切な対策が必要である。
4. 国・地方公共団体・民間団体の役割分担や連携・協働ができていないことにより、防除が円滑に進んでいない。またアライグマのように、広域的な連携不足のために、分布拡大が促進されるなど問題が生じている。
5. 防除の多くが単なる捕獲作業に終始していることが大きな問題である。防除の実施に当たっては、対象種や保全すべき場所の優先度、防除にかかる費用と効果の検証(実行可能性の検証)を調査し、目標設定を行う必要がある。

#### 普及啓発

1. 各地で特定外来生物に対して餌付けをしたり、捕獲に反対したりするなど、外来種対策への理解や協力が得られていない。一般市民に外来生物法の趣旨があまり理解されておらず、具体例に則して分かりやすく普及や啓発を行う必要がある。
2. 小中学校等の教育カリキュラムで、身近な自然の現状を見つめる機会を作り、生物多様性や外来種問題を考える場を設けるなど、具体的な教育を行う必要がある。

#### C.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

##### 外来種及び具体的施策に関して

ここには現状と課題を述べるのではなく、今後の外来種管理の指針や行動計画を述べるべきである。外来種被害防止行動計画(仮称)の内容記述は必須である(環境省野生生物課 2012 p189-190 参照)

#### 具体的施策

外来種に関わる事項で、関係省庁の実施項目が、ただ羅列されているだけで、全体として目指す方向がまったく不明である。系統的な項目立てを行い、そこに配置するなどの工夫が必要である。(以下項目立ての例)

外来生物法の施行状況に関する取組

導入阻止に関する取組

非意図的導入に関する取組(バラスト水・雑草等を含む)

国内外来種に関する取組

定着した外来種の防除に関する取組

- 1.防除の技術開発
- 2.防除マニュアルの作成
- 3.特定グループ(緑化植物等)についての基本的な考え方の整理
- 4 各種防除事業の展開

普及啓発に関する取り組み

## 補足事項

外来種の影響が顕在化しているにもかかわらず、「おそれがある」、「脅威となります」、「課題の多い存在」など、あいまいで事実とそぐわない表現が多すぎる。

具体例の選択と記述内容を現在の状況にする等の工夫が必要である。

- \* ファイリマングース（ジャワマングース）の例：取組の成果が少しは見えてきた例。
- \* アライグマの例：取組は増加したが根絶や封じ込めには至らずに分布拡大が進行中で、生態系影響に留まらず、人の生活への被害も増大している例。
- \* 在来種の絶滅や人の生活にも影響を及ぼしている例や在来種の多様性や景観多様性の減少が人の生活にも影響を及ぼしている例など。
  - ・ 淀川における城北ワンド群では、オオグチバスやブルーギルによってイタセンパラが絶滅すると共に、10種以上の在来種が激減した（城北ワンドでは、外来魚が91%に対して在来魚は9%、京都府の深泥池では外来魚が99%、在来魚が1%）。
  - ・ 琵琶湖では、ホンモロコヤフナ寿司の原料となるニゴロブナを含む在来種が激減することで、漁業も多大な損失を被った。
  - ・ マツノザイセンチュウによるマツ林の消失によって、景観が一変するとともに、生態系も変化し、農林業被害が増加した。

外来種によって生じる経済的被害や生態系サービスの低下による損失など、被害を具体的に経済評価すること（金額で示すこと）が必要。

侵略的外来種をリスク管理として位置づけ、その視点からの整理が必要である。

分類上、現在ジャワマングースはファイリマングースと改名されているので特定外来生物名もこれに準じて変更すべきである。今後も同様のことが生じると考えられるので、分類上の種名等は最新の知見に準じて変更することを原則とする必要がある。